

令和6年第3回庄原市教育委員会 会議録

- 1 日 時 令和6年3月11日（月） 午後1時30分開会
午後3時20分閉会
- 2 場 所 庄原市役所 本庁 5階第2委員会室
- 3 出席委員 教 育 長 牧原 明人
教育委員 横山 和明、立花 有佐、捻金 宏昭、渡部 要
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席職員 教育部長 莊川 隆則
教育部教育総務課長 毛利 久子
教育部教育指導課長 高淵 直哉
教育部生涯学習課長 亀山 慎也
教育部教育総務課総務係長 小田 康行
教育部教育指導課学事係長 伊澤 知弥
教育部教育指導課指導係長 小谷 綾子
- 6 傍 聴 人 なし
- 7 議事日程
- 日程第1 教育長報告
 - 日程第2 議案第6号 令和6年度庄原市教育行政施策の方針の策定について
 - 日程第3 議案第7号 庄原市教育委員会の保有する個人情報等の適切な管理のための措置に関する要領の制定について
 - 日程第4 議案第8号 令和5年度庄原市一般会計補正予算（第9号）（教育委員会所管分）について
 - 日程第5 議案第9号 教職員の人事について
 - 日程第6 個別報告及び協議事項

教育長	— 開会 午後 1 時 30 分 — ただ今から令和 6 年第 3 回庄原市教育委員会を開会します。
教育長	日程第 1 教育長報告 日程第 1、教育長報告からです。本日は 2 点報告します。 ・うれしいニュースについて ・少子化がますます進んでいることについて 続いて、教育部長から報告をお願いします。
教育部長	・学校における感染症について ・市議会 3 月の定例会について
教育長	続いて、各課からの報告について、お願いします。教育総務課長。
教育総務課長	・学校施設・設備の充実について ・奨学金制度による修学支援 ・高校教育振興事業への支援 ・庄原市立学校適正規模・適正配置基本計画に基づく取り組みの推進 ・主な会議・行事等
教育指導課長	・確かな学力の定着・向上 ・外国語教育推進 ・読書活動推進 ・教職員の動向について ・主な会議・行事等
生涯学習課長	・生涯学習・社会教育の充実 ・芸術・文化の推進 ・スポーツの推進 ・各種行事等
	日程第 2 議案第 6 号 令和 6 年度庄原市教育行政施策の方針の策定について
教育長	日程第 2、議案第 6 号、令和 6 年度庄原市教育行政施策の方針の策定について議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。教育総務課長。
教育総務課長	議案第 6 号、令和 6 年度庄原市教育行政施策の方針の策定について説明します。議案集 1 ページをご覧ください。本案は、令和 6 年度に、本市教育委員会が取り組む施策の基本的な考え方や重点施策を定める庄原市教育行政施策の方針を、別冊のとおり策定することについて、関係例規に基づき、教育委員会の承認をお願いするものです。なお、この方針に承認頂いた後は、各小中学校をはじめ、関係機関へ速やかに周知し、また、庄原市のホームページにも掲載し、公表する予定です。それでは、別冊によりご説明します。この方針案は、令和 3 年 3 月策定の第 2 期庄原市教育振興基本計画に基づき、令和 6 年度に取り組
※資料 議案集	
※資料 議案第 6 号別冊	

教育長 教育指導課長	むべき具体的な施策や事業について、積極的な推進を図るため策定するものです。目次をご覧ください。方針案は、本市教育の基本理念、施策の基本目標及び基本方針、基本的な考え方、分野別の重点施策、学校教育に関する研修会等の予定及び生涯学習関係事業の予定で構成しています。基本的な考え方までは、前回の教育委員会議で説明したところですので、今回は、分野別の重点施策以降を加えた最終案を提案します。説明は、追加した分野別の重点施策以降とさせて頂き、昨年度の方針から変更した部分に赤字で見え消し、または追加をしていますので、この変更箇所を中心に記載順に各担当課から説明をさせていただきます。では、10 ページをお開きください。 教育指導課長。 10 ページ、重点施策、学校教育 1. (1) ①主体的に学び考える教育の推進です。今年度までは「本質的な問い」を設定する中で、授業改善に取り組むことを全県的に行ってきていました。今後は、資質・能力の育成は指導要領にあるとおり、これまでと変わらないですが、子供達一人一人の力をしっかりつけていく、そのための授業改善、実態把握をしっかり肝に据えながら、研究推進を行っていくとのことで、そのような記載をしています。②読書活動の推進では、普及啓発に加えて、それをより一層推進していく取組を進めていきます。また、③外国語教育（活動）の充実、コミュニケーション能力をしっかりとつけていくための目的や場面に加えて、状況を明確にした言語活動を充実していきます。 11 ページ、(2) ①道徳教育の充実では、他者への思いやりや人間関係を築く力の育成の中で、社会に貢献する「責任感」ということではなく、社会に貢献する「意識」をしっかりと育成していく学習活動を推進して参ります。②生徒指導の充実に関わって、本市も全国的、全県的にも増えてきている不登校に関わる対応、未然防止を含めた取組をより一層推進していく必要があることから、これまで小項目「・」で記載していたところを、大項目「○」として取り出した状況です。 12 ページ、(4) ③特別支援教育の充実では、就学前からの連携をしっかりと一貫したものにしていくこと、合わせて社会的な自立に向けた一貫した支援を充実させていくことで、これまでは「就学指導委員会」で外部講師を含めた中で就学先を検討することがありましたが、名称を含めて「教育支援委員会」という名称で、就学先の決定のみならず、その子の育ちや状況はどうかということを継続して見ていく、そういった取組が必要だということも関連させました。 ④幼保小中連携ですが、そこに「接続」という文言を加えています。 13 ページ、⑥部活動の地域移行についての検討は、今年度、新たに部活動検討会を発足しましたが、本市の状況実態を踏まえながら、今後どうしていくかは、次年度も継続して検討していき、新たな一歩をしっかりと取り組んでいく計画です。 (5) 教職員の資質向上に関わっては、③学校における働き方改革の推進に関連して、地域人材を活用した部活動指導員は既に導入していますが、しっかりと「配置」をする中で、計画的な取組を進めていく方向で考えています。
-----------------------	---

教育長 教育総務課長	教育指導課は以上です。 続いて、教育総務課長。 同じく、学校教育の分野の中で、教育総務課に係る部分をご説明します。13 ページ、(4) ⑤県立学校との連携の推進では、県立高等学校に対する教育振興補助事業について、庄原実業高校も対象に加えることから「小規模」の文字を削除しています。14 ページ、(6) ⑤学校給食の充実では、学校給食費の保護者負担軽減として、新年度において当初予算から支援、給付金を設定していることから、新たに付け加えました。教育総務課については以上です。
教育長 生涯学習課長	続いて、生涯学習課長。 生涯学習課に係る部分です。変更箇所は、16 ページ3. 芸術・文化の推進です。けんみん文化祭分野別の合唱会は2年に一度開催しています。来年度が開催年となりますので、項目を設けています。③芸術・文化施設の活用促進ですが、市民会館開館記念事業の実施、多目的ホール改修工事については、令和5年度で終了していますので、項目を削除しています。④部活動地域移行についての検討では、検討委員会について、教育指導課と一緒に委員会を設置し、協議を行っていますので、設置を削除しています。(2) 文化財の保存・活用です。①文化財の保護・管理の推進で、国指定の重要文化財「堀江家住宅」保存修理工事については、令和5年度で終了しましたので項目を削除しています。17 ページ、②文化財の活用促進については、佐田谷・佐田峠墳墓群に係る講演会、企画等についての企画展示について、3月末から4月にかけて実施をしますので、項目を削除しています。③文化財の継承・啓発です。県民文化祭と隔年で開催しています。庄原市民俗芸能大会は、2月17日に実施しており、令和6年度は開催しませんので項目を削除しています。④埋蔵文化財への対応です。甲山古墳探査事業については、令和5年度で終了していますので項目を削除しています。(3) 博物館・資料館の活用です。①博物館・資料館機能の充実で、庄原市博物館・資料館の新たな在り方基本計画(第3期)に基づく各種事業の推進及び中間評価の実施で、今月末で中間評価を整理し、来年度の最初の教育委員会で報告させて頂ければと思っていますので、この項目を削除しています。くろ和郷土資料館改修工事を令和5年度に実施しましたので削除しています。くん蒸について、来年度は西城収蔵学習室ということで場所を変更しています。続いて18 ページ、4. スポーツの推進です。(1) スポーツ活動の推進、①地域スポーツの推進で、スポーツ推進委員活動の推進ということで、令和5年度広島県スポーツ推進研究大会、県大会を庄原で実施していますので、その項目を削除しています。19 ページ(2) スポーツ環境の充実、④部活動地域移行についての検討で、検討委員会の設置は既に取り組んでいますので、削除しています。説明は以上です。
教育長 立花委員	ただいま、説明がありましたが、質問等ありますか。はい、立花委員。 6 ページの「情報モラル教育」のことでお聞きします。今日的課題への対応、

	①情報化に対応した教育の充実のところで、教育分野では12ページ(4)①にも「情報モラル教育」という文言がありますが、この教育は学校だけで担うことではないと思います。この前、三日市3区の人権教育に出席しましたが、その時のビデオが「情報モラル」のことでした。情報に惑わされないようにと、ビデオを見て学習しました。これから重要視される課題だと思いますので、家庭・地域の教育の中にも「情報モラル」という文言が入った方が今後、連携が取りやすく、取組が推進されやすいかと思います。
教育長	立花委員から「情報モラル」に関係するのは、学校教育以外にもあるとのことで、生涯学習もどうかのご意見ですが、どうですか。生涯学習課長。
生涯学習課長	はい、今頂いたご意見のとおり、学校教育の場だけではないのご意見は最もですので、生涯学習、家庭教育等のところにも文言を入れ込んで追加をしたいと思います。
教育長	よろしいですか。それでは、後程どこかに文言を追加するということで、また、字句の整理と相談をお願いします。その他どうですか。はい、渡部委員。
渡部委員	学校教育について説明がありましたが、10ページ「組織的な教育研究推進体制の確立」のところで、何か、具体的にこういうことがしたいという思いがあるのでしょうか。
教育長	教育指導課長。
教育指導課長	これまで各学校は「主体的な学び」に関わって、学びの変革推進協議会を中心に行ってきました。これは県の事業を受けてのことでしたが、9年間の一区切りが終了し、次年度は各自治体、各市町で学びの変革をしっかりと深化させていく取組の方向性が示されています。本市の各学校の状況を見た時、学校の研究推進を進めていく体制づくりの部分で課題がある学校があります。若年層の教職員が増えてきていること、組織的に進めていくことに課題があることなど、まず、組織としての体制づくりをしっかりと確立させていくことを、教育委員会として指導していかなければならないと思っています。一方で、次年度は新たな研究を発信していく研究校の指定を県から受ける予定ですので、学校の取組をしっかりと発信していく必要があります。いずれにしても、この資質能力の育成は、各教科をベースにしながら、色々な教育活動の中で進めていく必要があります。授業の中でこういった力を付けていく必要があるのか、不十分な部分はこういった所なのか、子供の学びの把握をしっかりと評価しながら、進めていくことを大事にした研究推進を教育委員会でも計画をしながら、指導に生かしていきたいと考えていますので、新たに項目を付け加えました。
教育長	少し補足しますと、今1番大きな柱だと思います。部分的に言えば、実はおかしい話ですが、年間1度も指導案を書かない教員が、最近少しいるのではないかとあります。やはり組織で取り組む必要がある時に、略案はもちろんですが、きちんとした指導案を書けない、書いていないことが1つありました。もう1つは、研究会の持ち方で、従前は、分科会等を通して、どうい

	う研究をしたかを学校で提案するなど、組織的に取り組んでいないとできませんが、本年度を見る限り、研究会の持ち方に大変差があり、この学校の研究はこの様にしているという積み上げが、なかなか見えにくい。或いは、外部講師が来て講演、講評して終了という様な学校もあったので、組織的に、もう少し取り組まないといけないことがあり、もちろん学びの変革の深化と共に、そういった取組も具体的に実施しようということがあります。その他どうですか。 はい、渡部委員。
渡部委員	11 ページ、②生徒指導の充実で大項目に「不登校の未然防止に向けた取り組みの推進」を挙げて頂いたのは、大変良かったところですが、何か具体案というか、どのような方向性か、実際にあれば教えてください。
教育長	教育指導課長。
教育指導課長	新たな策はなかなか難しいですが、本市は小中学校を併せて、不登校児童生徒数は約 100 名になります。今年度は、小学校が年間を通すと若干減少しましたが、いずれにしても、中学校を中心に不登校の生徒数が上がっています。数がどうしても、議会等でも少しひとり歩きますが、年間 30 日を超えると不登校のカウントになりますが、30 日を超えた児童生徒の中で、色々な学校、或いは関係機関と連携をする中で、学校復帰を果たした子も中にはもちろんいます。何が原因かは、それぞれ背景が違いますので、どういった所に課題があるのかを分析する中で、自立に向けた対応、取組をしていく必要があると思っています。色んな視察を通して、色んな学校の実態があることはもちろんですが、本市で言えば中学校の 15 歳を迎えた時に、自分で進路が実現できる生徒にしっかり育てていくことは、小中学校の一貫した中で、取り組んでいく必要があります。不登校になったこともある、或いは不登校を継続している子も、15 歳の春を何とか迎えられたことで、一定の成果がみられます。今年度も、交流教室「つばさ」の中学 3 年生 5 名全員が、何とか桜が咲く結果が得られそうです。いずれにしても、学校の関係機関との連携や、別室や家庭訪問など実施していることを丁寧に取り組みながらも、その子にとってどういった対応が必要なのか、その結果、現在の状況からより良い方向に向かうために、どういった取組が有効なのか、整理をしながら対応していく必要があると思っています。
教育長	よろしいですか。はい、渡部委員。
渡部委員	来年度はそういった状況を打開するために、庄原市としても何か策を考えていかなくはいけない方向性が出てきたら、さらに良いということで、項目を挙げて頂くことは、とても良いことだと思います。ぜひ充実に向けて頂ければと思います。
教育長	はい。その他どうですか。はい、横山委員。
横山委員	12 ページ、(4) ④幼保小中連携・接続の推進ですが、特に幼保小は、就学前から小学校に入る段階において連携が非常に大事なことは毎回言われています。最近小学校の再配置が進んだ関係で、小中の連携はどうか、特に、

教育長 教育指導課長	英語教育も小学校からとなり、どの程度の学力をつけた子が中学校に来るのか中学校も随分知りたいことはあるかと思しますので、「小中連携」という言葉も何か入ってきてほしいと少し思いますが、いかがでしょうか。 教育指導課長。 おっしゃるとおり、幼保小連携・接続は、これからも取り組んでいく、さらに充実させていく必要があります。一方で小中連携、若しくは小中高連携は、義務教育の中での小学校教育をしっかり中学校教育に生かしていくのは、それぞれの中学校区で色々な工夫をしながら取組はあります。例えば、今年度の東城中学校区でいえば、東城中学校の英語教員が各小学校の授業へ定期的に授業に入っていく役割を少し担わせた取組をしてきました。そういった英語の授業を通して各小学校、或いはその学年の実態を把握することによって、いずれは東城中学校に進学する子供達の状況把握ができることが1つの取組の成果であったと思います。その他、今年度まで3年間実施してきたキャリア教育では、庄原中学校区で庄原中学校を中心に、各小学校中学校区に属する全ての小学校が定期的に集まる中で実践交流をしたり、お互いの取組を見に行ったりすることを行っています。西城中学校区では、西城小中学校が3年間、探求的な学習を中心とした取組をしてくる中で、いろんな授業改善や発達の段階に応じた教育の在り方の交流ができていたかと思えます。また、先程の渡部委員からのご指摘もありましたが、小学校から中学校への不登校、或いは、友達関係や環境が変わる中、不登校傾向になる可能性のある子供達の早期発見の必要もあると思います。いずれにしても、何かをきっかけとした取組を中心とした小中連携というのは、より一層充実させていく必要あるかと考えています。
教育長	ただいまの説明については、何か質疑等ありますか。よろしいですか。それでは議案第6号について採決を行います。ただし先程ご指摘のありました「情報教育」については追加することを見込んで、お願いをしたいと思います。賛成される委員は挙手をお願いします。
教育委員	(全員挙手)
教育長	賛成全員ですので、議案第6号は承認されました。
教育長	日程第3 議案第7号
教育長	庄原市教育委員会の保有する個人情報等の適切な管理のための措置に関する要領の制定について
教育長	日程第3、議案第7号庄原市教育委員会の保有する個人情報等の適切な管理のための措置に関する要領の制定について議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。教育総務課長。
教育総務課長 ※議案集	続いて、議案第7号について教育総務課から説明をします。議案集は3ページ、議案第7号、庄原市教育委員会の保有する個人情報等の適切な管理のための措置に関する要領の制定についてです。提案理由は、15ページ下段の提案理

※資料No. 1	由のとおりです。本案は、令和3年改正により、令和5年4月1日から施行された個人情報の保護に関する法律、個人情報保護法の第66条により求められる安全管理措置を適切に講じるため、庄原市教育委員会が保有する個人情報等に関する事務取扱要領を制定するものです。 別冊資料No. 1をご覧ください。要領案の内容についてです。まず、1.趣旨です。枠内に改正個人情報保護法の該当の条項を抜粋して記載しています。令和5年4月1日施行となりました、同法の第66条において「行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。」こととされました。庄原市教育委員会は、市長部局とは別の行政機関となることから、市教委としての安全管理措置について、本要領で定めるものです。 初めに、改正された個人情報保護法について説明します。資料の7ページをご覧ください。国の個人情報保護委員会が作成した研修資料の抜粋です。下段、個人情報保護法とは、にあるように、この法律は、「個人情報」の適正な取扱いに関して、個人情報の有用性に配慮しつつ、「プライバシー」を含む個人の権利利益を保護することを目的とする法律です。9ページをご覧ください。今回の要領制定の根拠となる「令和3年改正法」の内容です。【見直し前】の図にあるように、改正前の個人情報の取扱いについては、国や民間事業者は個人情報保護法が適用され、地方公共団体等は、地方公共団体ごとに定める条例によっていたことから、自治体ごとにルールが異なっている状況でした。また取扱いに関する監視監督についても、自治体ごとに設置していたため、その対応にも差がありました。社会全体がデジタル化される中で、自治体ごとに運用が異なることは、データの利用にあたって支障が生じることや、求められる保護水準を満たしていない自治体もあったこと、また、国際的にも制度の調和が求められたことなどから、全国的な共通ルールを法律で規定することとし、個人情報保護法の見直しが行われました。法改正により、【見直し後】の図にあるように、個人情報保護法の対象を拡大して取扱いを統一化し、また監視監督についても、内閣府の下に置かれた個人情報保護委員会が一体的に行うこととなりました。また、この法改正により、各自治体が制定していた条例や要領等は廃止されており、本市においても同様です。この法律の対象となる「個人情報」については、10ページ上段をご覧ください。「個人情報」とは生存する個人に関する情報であって、氏名、生年月日など、その情報に含まれる記述により特定の個人を識別できるものや、個人識別符号が含まれるものを言います。この個人識別符号とは、その情報により特定の個人を識別できる文字や番号などのことで、例えばパスポートや免許証の番号、住民票コードや、マイナンバーなど公的に割当てられた符号のほか、指紋や静脈などの個人の身体的特徴に関する符号もこれにあたります。続いて13ページをご覧ください。個人情報保護法の改正により、各行政機関が定める必要のある「安全管理措置」についてです。行政機関
-----------------	---

	には事務対応ガイドや指針が示されており、下段に指針を示しています。行政機関等の保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として管理体制から監査及び点検の実施まで記載の項目が示されています。行政機関等は、この指針を参考に、個人情報の適切な管理に関する定めを整備することとされています。 1 ページ、要領案の説明に戻ります。要領の2. 概要です。これまでは、庄原市個人情報保護条例及び庄原市特定個人情報等に関する事務取扱要領に基づき、市教育委員会を含めた市が保有する個人情報及び特定個人情報（マイナンバー情報）の適正な管理に努めていましたが、先程説明したとおり、個人情報保護法の改正で、これらの条例、要領が廃止されています。改正法に基づき、市長部局においては、本年度市長部局が保有する個人情報及び特定個人情報等の両方を対象とした、庄原市の保有する個人情報等の適切な管理のための措置に関する要領を策定されています。法改正により、実施機関ごとに安全管理措置を講じる必要が生じたことから、市教育委員会部局においても、市の要領に準じて、教育委員会が保有する個人情報及び特定個人情報等を対象に、要領を制定するものです。 要領の3. 講ずべき安全管理措置等の内容です。先程の資料で示した事務対応ガイドや指針で示されている項目に沿って、この資料は記載しています。要領では、各条項で順番が異なっていますので、右欄に記載しています。説明は、ポイントのみとさせていただきます。まず（1）組織的安全管理措置では、①組織体制の整備を規定し、教育長のもと、総括保護管理者に教育部長を、保護管理者に各課・室長、小中学校長、共同調理場所長を、保護担当者には、保護管理者が指定する者を各課等に1名以上、そして監理責任者は教育総務課長を、それぞれ充てることとします。それぞれの役割については、6 ページをご覧ください。組織体制と各役割の表となっています。まず教育長は教育委員会全体を代表する者として、個人情報等の漏えい等が生じた場合であって、重大な事案発生時には、国の個人情報保護委員会に報告し、公表しなければなりません。次に総括保護管理者である教育部長は、事務の統括や重要事項の決定、研修の実施などを行います。保護管理者である各課長、室長、小中学校長、調理場所長は、所管事務における情報の管理や取扱い職員の指定、事務区域の明確化、教育委員会独自の情報システムにおける安全の確保など、所管事務における具体的な安全管理措置を行います。なお、図書館や博物館など、会計年度任用職員が館長等となっている施設については、事務の監督や決裁を行う生涯学習課長、あるいは支所の教育室長が保護管理者となります。次に管理責任者である教育総務課長は、総括保護管理者である教育部長を補佐するとともに、情報の管理状況についての監査を行い、保護担当者は保護管理者である各課長等の補佐及び各課等が保有する個人情報の管理における事務を行います。なお欄外、※1に記載していますように、教育委員会では、住民基本台帳や文書管理シス
--	---

